

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 2675 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 6 月 23 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 岡部、山口
電話 011-211-3062

3 入札に付する事項

(1) 委託業務名

備蓄物資保管業務（豊平川東側）

(2) 調達案件の仕様等

「業務委託仕様書」（別添 1）による。

(3) 履行期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日までの複数年契約

※債務負担行為設定

(4) 履行場所

本入札説明書に添付する業務委託仕様書により別途指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び企画提案書を提出すること。

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「業種」が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員

が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
上記 2 に同じ。

(2) 入札説明書等に関する問い合わせ先

メールアドレス：kiki_shien@city.sapporo.jp

入札説明書及び業務委託仕様書等に関する質問は、令和 7 年 7 月 4 日（金）12 時 00 分までに、電子メールにより送信すること。また、問合せ時は質問箇所を明示し、質問の意図を明確にすること。

原則として、令和 7 年 7 月 8 日（火）17 時 00 分までに、本市危機管理局インターネットホームページに掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）12 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙 1 「入札書」にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 7 月 24 日（木）10 時 00 分開札〔備蓄物資保管業務（豊平川東側）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 7 年 7 月 24 日（木）10 時 00 分開札〔備蓄物資保管業務（豊平川東側）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受領した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は

商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

※（委任状 別紙 2 参照）

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 24 日（木）10 時 00 分

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北
危機管理局会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、2 回を限度とする。

6 企画提案書等に関する事項

本件は総合評価一般競争入札を採用するため、落札者決定基準、業務委託仕様書等に基づき入札者から提案を求める。

(1) 企画提案書の提出場所

上記 2 に同じ。

(2) 企画提案書の提出期限

上記 5 の (3) に同じ。

(3) 企画提案書の提出方法

「企画提案書作成要領」（別添 2）によるものとする。一度、提出した企画提案書等については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

(4) 企画提案書の記載内容・要領については、「企画提案書作成要領」によるものとする。

(5) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用

すべて入札者の負担とする。

(6) 企画提案書等の権利関係

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は入札者に帰属するが、企画書等は一切返却しない。ただし、本業務において公表が必要と認められる場合は、企画書の全部または一部を使用できるものとする。

なお、企画書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

7 ヒアリングの実施

提出された企画提案書の内容について、実現性等を確認するため、以下のとおりヒアリングを実施する。

(1) 実施日及び実施場所

令和7年7月16日から17日(予定)

※詳細については、別途連絡する。

(2) 出席者及び時間

ヒアリングの出席者は3名以内とする。

所要時間は1者あたり30分とする。

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション(15分)を行っていたあつと、評価委員会の委員及び事務局から企画提案書の内容について質問(15分)を行い、入札者はその質問に対して回答する形式により行う。

なお、プレゼンテーションでは、企画提案書に記載のない新たな提案は認めない。

(3) 使用する機器類

ヒアリングで使用する機器類(説明用PC)及びネットワーク環境は、入札参加者が用意すること。

投影用スクリーンは、札幌市で用意することが可能であり、実施日の連絡時に合わせて確認する。

8 落札者の決定方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(別添3)及び「評価基準」(別添4)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があつた者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。

(1) 提案内容の評価

「落札者決定基準」に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、評価委員会において、入札者から提出された企画提案書を公正に審査し、行うものとする。

(2) 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」に基づき、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を付与する。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数である総合評価点が最も高い者を落札者とする。(予定価格の制限の範囲内において、入札があつたことが前提となる。また、「落札者決定基準」に定める内容をすべて満たしていることが前提となる。)

(4) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき(同点のとき)の決定方法

総合評価点と同じものが2者以上ある場合、「技術評価点」が高いものを落札者とする。また、「技術評価点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

(5) 総得点の最も高い者を落札者とするが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合の対応

その者から事情を聴取のうえ、合理的な理由がないと認められるときは、

その者を落札者とせず、次点のものを落札者とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、業務委託仕様書、契約書(案)等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

- (5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

- (6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (7) 契約条項

別紙3「契約書(案)」のとおり

- (8) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

以 上